

表 紙

愛知県障害者計画別冊 最終案

あいち健康福祉ビジョン 2020

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用
の促進に関する条例」について

平成 30 年〇月〇日 愛知県

趣 旨

- 人と人が暮らす社会では、自分の思いや気持ちを自由に伝えられること、そして相手の思いや気持ちを理解し、互いに意思や感情を伝え合うことなしに生活していくことはできません。障害の有無に関わらず、コミュニケーションは、社会を生きていくうえで欠くことができない重要なものです。
- ろう者が受け継ぎ発展させてきた手話は、独自の体系を持つひとつの「言語」です。また、難聴（中途失聴含む）、視覚障害、肢体不自由、知的障害、発達障害、ALS、高次脳機能障害等も、障害の特性に応じて築いてきたコミュニケーション手段があります。言語やそれぞれの手段を尊重することが必要です。
- 障害者権利条約を踏まえた障害者基本法では、手話が言語であると位置づけ、意思疎通のための手段や情報取得または利用の手段についての選択の機会の拡大が図られることを旨としており、愛知県障害者差別解消推進条例においても、社会的障壁の除去に向けた取組が求められています。
- しかし、手話が「言語」であることに対する認識や、それぞれの障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し利用できる機会が十分であるとはいえず、手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段（文字盤など）により意思疎通を図るための取組が求められています。
- さらに、相次ぐ大規模災害の際には、障害のある人への情報伝達についての課題が指摘されていますが、当地域においても、南海トラフ地震などの発生が危惧されており、大規模災害時における安全確保のためにも、障害の特性に応じたコミュニケーション手段について認識を深めることが重要です。
- このような状況を踏まえ、愛知県では、平成 28 年 10 月に「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」（以下、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」という）を制定しました。
- この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進について、基本理念を定め、その下に、県の責務、県民、事業者の役割、学校等の設置者の取組等を明らかにしています。
- 条例第 8 条では、障害者基本法に定める障害者計画に、条例の推進のための基本的な方針やそのために必要な事項について定めることとしております。本県の障害者計画として位置付けている「あいち健康福祉ビジョン 2020」の追補版として、条例に基づく今後の施策の方向性や主な取組について示すことといたしました。

方針

- 日本語が言語であるように手話も言語であり、その背景や文化を尊重し、手話言語を獲得できる場や環境づくりに努めるとともに、全ての県民が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認識し、その選択の機会の確保や利用機会の拡大が図られるよう進めていきます。
- 施策の策定、実施にあたっては、障害のある方や家族、支援者、関係団体など、手話を始めとする多様なコミュニケーションを実際に利用される方や支援される方のご意見を聞き、障害のある方に寄り添いながら進めていきます。
- また、身近な地域において取組が広がるよう、専門的・広域的な観点から市町村の取組を支援するなど市町村との連携を図るとともに、県民の皆様、事業者、教育関係者の皆様にも参画いただきながら、施策を策定、実施していきます。

施策の方向性と主な取組

- 啓発及び学習の機会の確保に関すること（条例第9条）

手話が言語であるという認識や、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用が、障害のある人に欠かせないものであるという認識を深めていくためには、障害やその多様性についての理解を促進していくことも重要です。

手話言語の普及の重要性や、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に対する理解を深め、広く障害やその多様性についての理解を深めることができるよう、県民、事業者、教育関係者、市町村等、様々な対象に応じた普及啓発を図ります。

さらに、市町村や関係団体と連携し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を学習する機会を確保するとともに、本県職員の手話や筆談のノウハウを学ぶ機会を確保するよう努めます。

[主な取組]

- ・ リーフレットの作成
- ・ シンポジウムや講演会、体験会やワークショップ等の開催
- ・ 企業、市民団体等が開催する手話講座、要約筆記・筆談講座への講師の派遣
- ・ 障害の特性を学ぶ講座への講師の派遣
- ・ 障害の特性に応じた介助者研修会の開催

○ 人材の養成等に関すること（条例第 10 条）

手話や要約筆記、点字、音声等、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用する方が、地域社会で生活していくためには、それぞれの障害の特性を理解し、各コミュニケーション手段の技術を身につけた通訳者等の支援者が不可欠であり、増加する意思疎通支援へのニーズに対応できるよう、支援者の確保・定着を図る必要があります。

市町村及び関係団体と連携し、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員などの意思疎通支援者の育成を図るとともに、通訳業務の向上を図るため、地域・市町村間の情報共有を図っていきます。

[主な取組]

- ・ 手話通訳者養成研修の実施
- ・ 要約筆記者養成研修の実施
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の実施
- ・ 失語症向け意思疎通支援者等養成研修の実施
- ・ 市町村相互間の連絡調整事業の実施
- ・ 人工呼吸器装着のため失語した障害者向け介助員養成研修の実施
- ・ 視覚障害対応のガイド（誘導）研修の実施
- ・ 頸肩腕障害予防事業の実施

○ 情報の発信等に関すること（条例第 11 条）

障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用する方が、日常生活に必要な情報を得るためには、それぞれの特性に応じた多様な方法で、情報発信がされることが必要となります。特に災害発生時においては、正確な情報を適切に得られることが安全の確保に直結することから、その重要性は一層大きくなります。

障害のある方が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、点字や音声コード、音声版の作成、字幕付与、手話通訳者の配置など、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用して情報を発信していきます。

さらに、災害その他非常の事態の場合に、必要な情報が取得できるよう、市町村その他関係機関との連携や家族及び支援者の協力を得ながら、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めます。

[主な取組]

- ・ 点字広報あいち、福祉ガイドブックの点字版や音声版の発行、映像版への字幕付与
- ・ 県が作成する各種リーフレット等に音声版や音声コードの添付
- ・ 障害福祉課における手話通訳者の設置
- ・ 愛知県広報番組における字幕付与、手話通訳者の配置
- ・ 聴覚障害者・発達障害者への筆談（文字や実物又は絵図の提示）対応
- ・ 障害に応じた避難準備情報等の提供や避難支援体制の整備
- ・ 市町村における避難所生活に必要なコミュニケーション機器及び電源確保
- ・ 障害者が参加し易い防災訓練の実施
- ・ 公共機関における手話通訳者の職員採用

○ 学校等の設置者の取組に関すること（条例第7条）

障害のある幼児児童生徒等が、日々生活していく上で必要な情報や、他者等と意思疎通を図るための手段を、獲得する機会があることが重要です。さらに、障害のある幼児児童生徒等の個々に合った適切な支援・指導を行うためには、教育に関わる教職員の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関するスキルアップが必要です。

このため、手話の利用を必要とする障害のある幼児児童生徒等が通う学校等の設置者は、手話言語の普及のための機会を提供するよう努めます。また、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする障害のある幼児児童生徒等が通う学校等の設置者は、教育に携わる教職員に対し、必要な知識及び技能の向上のための研修を行うよう努めます。

[主な取組]

- ・ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いた授業の実施
- ・ 校内における教職員向けコミュニケーション手段に関する研修の実施
- ・ 校外における手話言語、コミュニケーション手段に関する研修への教職員の参加
- ・ 福祉実践教室
- ・ 出前授業の活用
- ・ 障害特性別にコミュニケーション手段を理解する研修
- ・ 障害の特性を学ぶ研修の実施
- ・ 障害のある幼児児童生徒並びに障害のある保護者への対応研修

条例の概要

(条例の紹介ページを1ページ置く。場所未定)

対象とするコミュニケーション手段

手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置、その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段（障害者の意思疎通を補助するための手段を含む。）

※ 触覚を使った意思疎通とは、触れる手話（触手話）、指点字、手のひら書きなど

基本理念

- ・ 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識のもとに普及や利用の促進を行うこと。
- ・ 手話が独自の体系を有する言語であり、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であることを認識して普及を行うこと。
- ・ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認め、その選択の機会の確保と利用の拡大が図られること。

各主体の責務と役割及び取組

(県の責務)

総合的な施策の制定・実施。市町村と連携した施策の推進。

(県民の役割)

基本理念に対する理解を深めるとともに、県の施策に協力するよう努めること。

(事業者の役割)

コミュニケーション手段の利用促進のため、障害者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めること。

(学校等の設置者の取組)

障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する教職員の知識や技能の向上のための研修に努めること。

県の取組

◇ 啓発及び学習の機会の確保

手話言語の普及に関する啓発、市町村及び関係団体と協力し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発の実施及び学習の機会の確保

◇ 人材の養成等

市町村や関係団体と協力して支援者の養成等を実施

◇ 情報の発信等

市町村その他関係機関と連携して、災害時等における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備。

これまでの主な取組

(平成 28 年度)

- リーフレット (10 万部) ※リーフレット画像
- シンポジウムの開催 ※シンポジウムの画像

(平成 29 年度)

- リーフレット (50 万部) ※リーフレット画像
- 普及イベントの開催 ※イベントの画像
 - ・ 県庁向け手話体験講座 (8/1)
 - ・ 企業向け講座 (9/14,15)
 - 「知ってほしいな発達障害のこと～みんなちがってみんないい」
(ドロップスキャラバン隊 in 名古屋)
 - 「きこえない人・きこえにくい人を知ろう」
(特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会)
 - ・ 子ども・一般向け普及イベント (3/11)

※ ページレイアウトにより、途中にコラム・トピック的に紹介 (1 ページ)

背表紙

画像

手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置 等

※ 多様なコミュニケーション手段があることを、写真で紹介する。